

東京土地家屋調査士会の情報公開に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、東京土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第111条第1項の規定に基づき、東京土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が開示する情報の範囲及び公開の方法について定めることを目的とする。

(本会に関する情報)

第2条 本会は、本会に関する情報として、次に掲げるものを開示する。

- (1) 会則
- (2) 役員名簿
- (3) 定時総会において承認された事業計画
- (4) 定時総会において承認された一般会計並びに特別会計の予算の要旨
- (5) 定時総会において報告された前年度の事業報告
- (6) 定時総会において承認を受けた一般会計並びに特別会計の収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録の要旨
- (7) 支部に関する事項
- (8) その他本会が相当と認めた事項

(調査士会員の情報)

第3条 本会は、調査士会員の情報として、次に掲げるものを開示する。

- (1) 氏名。ただし、調査士名簿に職名の記載を受けた者については、その職名
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日
- (4) 事務所の所在地
- (5) 調査士法人の社員である調査士会員については、その所属する法人会員名
- (6) 土地家屋調査士法（以下「法」という。）第42条の処分に関する事項
- (7) 学習履歴
- (8) その他本会が相当と認めた事項

2 前項第7号により公開する事項は、次に掲げるものとし、年度ごとに過去5年度分を公開することができるものとする。

- (1) 年度ごとのCPDポイント
- (2) その他本会が相当と認めた事項

3 学習履歴の公開を望まない調査士会員は、その旨を書面で本会に申し出なければならない。なお、申し出の無い調査士会員は公開に同意したものとみなす。

(法人会員の情報)

第4条 本会は、法人会員の情報として、次に掲げるものを開示する。

- (1) 名称

- (2) 事務所の所在地及び業務範囲
- (3) 従たる事務所があるときは、その所在地及び業務範囲
- (4) 設立年月日
- (5) 従たる事務所のみを有する法人会員については、主たる事務所の所在地
- (6) 常駐する調査士会員である社員の氏名
- (7) 法第 43 条の処分に関する事項
- (8) その他本会が相当と認めた事項

(公開の方法)

第 5 条 情報の公開は、本会の掲示場に掲示し、又は本会が運営するインターネット上のホームページに掲載して行う。

(連合会への公開の委託)

第 6 条 本会は、第 3 条第 6 号並びに第 4 条第 1 号及び第 7 号の情報の公開については、前条の規定にかかわらず、日本土地家屋調査士会連合会に公開を委託することができる。

(情報公開の中止等)

第 7 条 本会は、会員情報として相当と認めた事項であっても、事実と相違することが判明した場合、その他公開することが不相当であると認める場合には、これを公開せず、又は公開を中止することができる。

(細則への委任)

第 8 条 この規則の運用に関し必要な事項は、別に理事会で定める。

(規則の改廃)

第 9 条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 8 月 12 日第 6 回定例理事会で一部改正、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

東京土地家屋調査士会の情報公開に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、東京土地家屋調査士会の情報の公開に関する規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、情報公開の範囲の基準について必要な事項を定める。

(本会の情報)

第2条 東京土地家屋調査士会（以下「本会」という。）は、規則第2条第4号及び第6号に関する情報については、要旨を作成しないでその全部を公開することができる。

2 支部に関する情報は、支部名、支部の会員数、支部長名及び支部の管轄区域を公開する。

(会員の情報)

第3条 本会は、会員の情報を支部ごとに公開する。ただし、規則第3条第2号及び第3号に関する事項については、理事会で必要がないと認めるときは公開しないことができる。

(公開の期間)

第4条 本会は、規則第2条各号の情報を常時公開するものとし、公開事項に変更があったときは、遅滞なく、これを更新するものとする。

2 本会は、会員が規則第3条第6号及び第4条第7号の規定に該当したときは、次に掲げる期間これを公開する。

(1) 戒告の処分を受けたとき。

戒告の処分の日から6か月間

(2) 業務の停止の処分を受けたとき。

業務の停止期間及び処分期間終了の日から1年間

(3) 業務の禁止の処分を受けたとき。

業務の禁止の処分の日から5年間

3 会員に関する情報は、当該会員が会員でなくなったときは、これを抹消しなければならない。

(情報の開示)

第5条 本会は、会員の業務に利害を有する者から、会員に関する情報の開示の求めがあったときは、規則第3条及び第4条の範囲においてこれを開示する。

2 規則第3条第6号及び同第4条第7号の情報は、前条第2項の公開期間終了後、2年を経過した事案については、開示を行わない。

(公開の方法)

第6条 本会の情報公開は、本会で運営するインターネット上のホームページで公開する。ただし、規則第3条第6号並びに第4条第1号及び第7号に関する情報は、日本土地家屋調査士会連合会に委託して公開することができる。

(理事会への委任)

第7条 この細則に定めのない情報の公開に関する事項については、理事会で定める。

附 則

この細則は、平成15年11月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年5月10日第2回定例理事会で一部改正し、同日から施行する。